

整備プロセスと想定される合意形成のタイミング

● 整備事業A案

A案は、法人が多額の建設費を拠出する必要があるため、事業計画及び推進体制（事業を実施するための組織の位置づけ）に係る承認手続きが必要となる。また、資金面の透明性を確保し、円滑かつ機動的に事業を実施するために、現在の管理費会計、修繕積立金会計とは別に、当該事業を実施するための特別会計を創設する必要がある。規約の改定のため特別多数決議が必要となるが、できるだけ早い段階で実施することが望ましい。

あと主要なポイントとしては、アネックスが完成して規約共用として位置づける時やサ高住運営事業者を決定する時に総会を実施することが想定される。

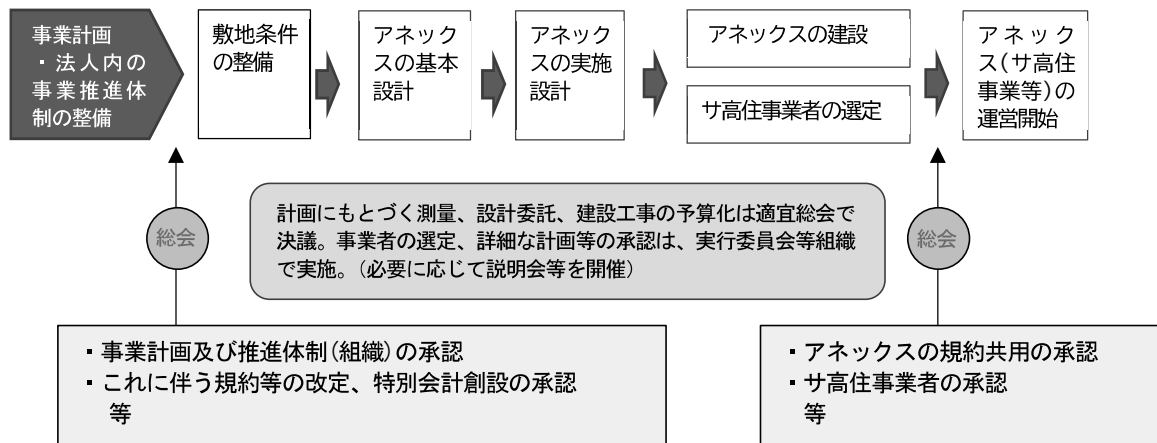


図1 A案で想定される合意形成（総会決議）のタイミング

● 整備事業B案

事業の立ち上げ時期はA案と同様であるが、B案はアネックス建設事業者を公募する手続きがあり、公平・公正にアネックスの建設事業者を選定する観点から、公募・選定の段階で総会による決議を行うことが望ましい。

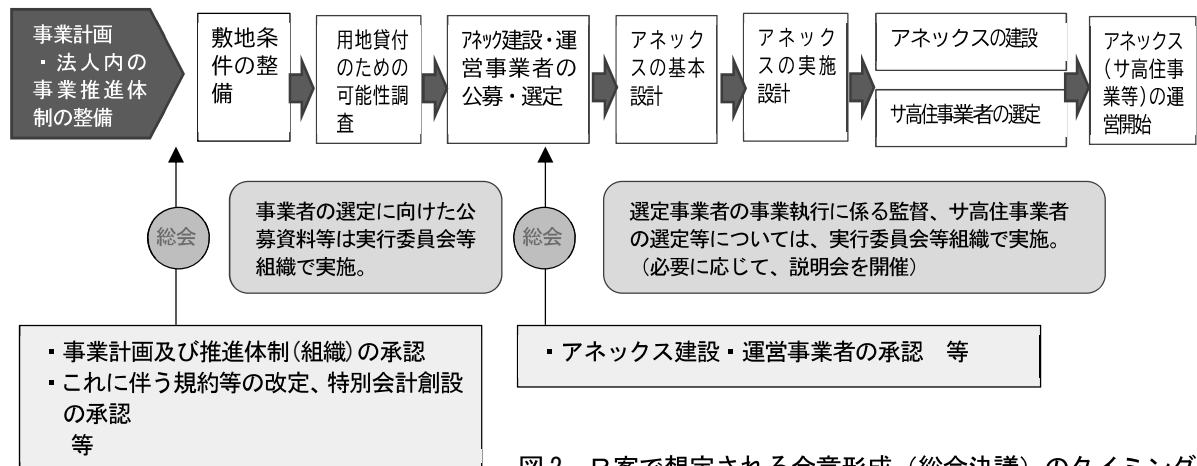


図2 B案で想定される合意形成（総会決議）のタイミング